

第1回南魚沼市地域公共交通協議会（書面議決）結果

1. 通知発送日

令和7年5月12日

2. 協議方法

- ・会議の開催に代えて書面による議決を実施
- ・南魚沼市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により議決内容を周知し、回答を依頼

3. 協議事項

- 1 令和6年度事業報告及び収支決算について
- 2 令和7年度事業計画及び収支予算について
- 3 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について
- 4 南魚沼市地域公共交通計画の変更について
- 5 市民バス中之島・吉里コースの停留所の位置の変更について

4. 協議結果

【回答状況】

委員数：26人（会長を除く）

回答数：24人

無回答：2人

委員の過半数の回答があったため協議会開催が成立（協議会規約第9条第2項）

【回答結果】

●協議事項1 令和6年度事業報告及び収支決算について

「承認する」と回答した委員数：24人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項2 令和7年度事業計画及び収支予算について

「承認する」と回答した委員数：24人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項3 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について

「承認する」と回答した委員数：24人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等

(次のページへ)

(承認する) 意見あり 2 人

委員名	委員からの意見・理由等	意見・理由に対する回答
石川委員（南魚沼地域振興局企画振興部）	規約第 8 条第 2 項の規定により会長の職務を代理する副会長の順序について、予め明記が必要。	規約に会長の職務を代理する副会長の順序を別紙のとおり追記します。順序につきましては、地方自治法において「市長が欠けたときは副市長がその職務を代理する」とされていることから、副市長（特命）、学識経験者の順序とします。
本多委員（社会福祉協議会 9）	規約第 7 条第 3 項で副市長（特命）をもって充てると固定するのであれば、第 5 条の区別（1）で南魚沼市長、副市長（特命）及びその指名する職員とした方が良いのではないかと。	別紙のとおり「南魚沼市長、副市長（特命）及びその指名する職員」に変更します。

●協議事項 4 南魚沼市地域公共交通計画の変更について

「承認する」と回答した委員数：24人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第 9 条第 4 項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項 5 市民バス中之島・吉里コースの停留所の位置の変更について

「承認する」と回答した委員数：24人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第 9 条第 4 項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

南魚沼市地域公共交通協議会規約（改正案）

（目的）

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号以下「再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 この会の名称は、南魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第3条 協議会の事務所は、南魚沼市六日町180番地1 南魚沼市役所内に置く。

（協議事項）

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に関すること。
 - イ 計画の実施に関すること。
- (2) 運送法に関すること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

（委員）

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する都道府県又は市区町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（役員）

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監査員 2名

2 会長は、南魚沼市長をもって充てる。

3 副会長は、副市長（特命）及び学識経験者をもって充てる。

4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合において会長の職務を代理する副会長の順序は、副市長（特命）、学識経験者の順序とする。

3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、南魚沼市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、計画の検討及び実施に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、南魚沼市建設部都市計画課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。
 (規約の変更等)

第16条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日 から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月24日 から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月8日 から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日 から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月 日 から施行する。

委員 (第5条)

- (1) 関係する都道府県又は市町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

	区分	所属団体等
1	(1) 市	南魚沼市長、副市長(特命)及びその指名する職員
2	(1) 関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
3	(1) 公安委員会	南魚沼警察署
4	(2) 公共交通事業者	東日本鉄道株式会社新潟支社越後湯沢駅
5		北越急行株式会社
6		南越後観光バス株式会社
7		南魚沼市タクシー安全協議会
8	(2) 道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所
9		新潟県南魚沼地域振興局地域整備部
10		南魚沼市建設部建設課
11	(3) 地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
12	(4) 学識経験者	大学教授等

13		塩沢地域地区センター代表
14		大和地域地区センター代表
15		六日町地域地区センター代表
16	(5) 市民又は旅客	南魚沼市社会福祉協議会
17		南魚沼市身体障がい者協会
18		南魚沼地域商工会連絡協議会
19		女性代表
20	(5) 運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

議題第 3 号 南魚沼市公共交通協議会規約の改正について

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第 7 条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名</p> <p>(2) 副会長 2 名</p> <p>(3) 監査員 2 名</p> <p>2 会長は、南魚沼市長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、副市長(特命)及び学識経験者をもって充てる。</p> <p>4 監査員は、委員の互選により選任する。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合において会長の職務を代理する副会長の順序は、副市長(特命)、学識経験者の順序とする。</p> <p>3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。</p> <p>第 9 条～第 16 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 24 年 4 月 1 日 から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 25 年 5 月 24 日 から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第 7 条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名</p> <p>(2) 副会長 1 名</p> <p>(3) 監査員 2 名</p> <p>2 会長は、南魚沼市長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、学識経験者をもって充てる。</p> <p>4 監査員は、委員の互選により選任する。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。</p> <p>3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。</p> <p>第 9 条～第 16 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 24 年 4 月 1 日 から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 25 年 5 月 24 日 から施行する。</p> <p>附 則</p>

この規約は、令和元年5月8日 から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日 から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月 日 から施行する。

委員（第5条）

- (1) 関係する都道府県又は市町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

	区分	所属団体等
1	(1) 市	南魚沼市長、副市長（特命）及びその指名する職員
2	(1) 関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
3	(1) 公安委員会	南魚沼警察署
4	(2) 公共交通事業者	東日本鉄道株式会社新潟支社越後湯沢駅
5		北越急行株式会社
6		南越後観光バス株式会社
7		南魚沼市タクシー安全協議会
8	(2) 道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所
9		新潟県南魚沼地域振興局地域整備部
10		南魚沼市建設部建設課
11	(3) 地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
12	(4) 学識経験者	大学教授等

この規約は、令和元年5月8日 から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日 から施行する。

委員（第5条）

- (1) 関係する都道府県又は市町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

	区分	所属団体等
1	(1) 市	南魚沼市長及びその指名する職員
2	(1) 関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
3	(1) 公安委員会	南魚沼警察署
4	(2) 公共交通事業者	東日本鉄道株式会社新潟支社越後湯沢駅
5		北越急行株式会社
6		南越後観光バス株式会社
7		南魚沼市タクシー安全協議会
8	(2) 道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所
9		新潟県南魚沼地域振興局地域整備部
10		南魚沼市建設部建設課
11	(3) 地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
12	(4) 学識経験者	大学教授等

13	(5) 市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表
14		大和地域地区センター代表
15		六日町地域地区センター代表
16		南魚沼市社会福祉協議会
17		南魚沼市身体障がい者協会
18		南魚沼地域商工会連絡協議会
19		女性代表
20	(5) 運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

13	(5) 市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表
14		大和地域地区センター代表
15		六日町地域地区センター代表
16		南魚沼市社会福祉協議会
17		南魚沼市身体障がい者協会
18		南魚沼地域商工会連絡協議会
19		女性代表
20	(5) 運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

協議事項 1：令和 6 年度事業報告及び収支決算について【資料 No. 1】

令和 6 年度での費用に対する収益の割合は、8.98%でした。前年度の 8.06%から、0.92%の増加となっております。

収支決算につきましては、会計監査報告書のとおり令和 7 年 3 月 26 日に監査を受けております。

協議事項 2：令和 7 年度事業計画及び収支予算について【資料 No. 2】

協議会の開催につきましては、市民バス運行の見直しにより、協議事項が発生した場合には、都度、協議会に諮りたいと考えております。

協議事項 3：南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について【資料 No. 3】

今年度から、これまで公共交通関係の多くの企業の代表取締役を歴任し、本市の特別顧問（政策アドバイザー）にも選任されておりました小高直弘さんが本市の副市長（特命）に就任しております。地域公共交通の再編を推進するとともに地域公共交通が抱える様々な課題に取り組んでいただくため、南魚沼市地域公共交通協議会規約を一部改正し小高副市長を本協議会の副会長に加えます。

条文の変更としては第 1 条第 1 項第 2 号の副会長を 2 名とし、同条第 3 項で副会長を学識経験者及び副市長（特命）とするものです。

協議事項 4：南魚沼市地域公共交通計画の変更について【資料 No. 4】

路線バス湯沢－森宮野原駅線の利用状況が改善し国の補助制度を活用するための要件を満たす見込みとなりました。補助制度を活用するには当該路線を地域間幹線系統として地域公共交通計画に記載するものとなっているため、本協議会で策定しました地域公共交通計画をこのとおり変更します。

※お配りしました地域公共交通計画の冊子には今回の変更内容は反映されていません。

協議事項 5：市民バス中之島・吉里コースの停留所の位置の変更について

【資料 No. 5】

柄沢区からの要望を受け、「柄沢」停留所を移設します。

令和 7 年 10 月 1 日から変更予定です。

令和6年度事業報告

1. 協議会の開催

年月日	事業	内容
5月16日	第1回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査員の選任について ・ 令和5年度事業報告及び収支決算について ・ 令和6年度事業計画及び収支予算について ・ 路線バスの運行終了について ・ 委員の追加について
6月14日	第2回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に伴う「南魚沼市地域公共交通網形成計画」別紙の作成について ・ 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に伴う「南魚沼市地域公共交通網形成計画」別紙の作成について ・ 南魚沼市地域公共交通協議会運賃協議分科会の設置について ・ 市民バス利用促進月間について ・ 路線バス六日町＝小出線、六日町＝湯沢線の欠損額補填について
7月19日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南魚沼市地域公共交通計画の策定について ・ 市民バス大崎コースの運行経路の変更について ・ 市民バス城内コースの時刻表の変更について ・ 路線バス六日町＝野田＝五日町＝大崎＝浦佐線の運行終了に伴う市民バスの運行について ・ 令和5年度市民バス利用状況について
8月7日	運賃協議分科会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民バス「君帰・茗荷沢コース」の協議運賃について
8月9日	第4回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民バス君帰・茗荷沢コースの運行について
11月11日	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南魚沼市地域公共交通計画の策定に係る現状の調査 ・ 市民バス栃窪・岩之下コースにおけるデマンド運行実証実験の検証 ・ 市民バス利用促進月間の結果について ・ 市民バス君帰・茗荷沢コースの運行開始について
12月16日	第6回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通計画の骨子案について ・ 生活交通確保維持改善事業に関する事業評価について

		・市民バス大崎コースの車両の小型化について
1月28日	第7回協議会	・南魚沼市地域公共交通計画の素案について ・市民バス上田・泉田コースの運行経路の変更について
3月25日	第8回協議会	・地域公共交通計画（素案）からの修正について ・地域公共交通計画の案に寄せられた意見について ・地域公共交通計画の策定について

2. 計画に基づく事業

時 期	事 業	内 容
4月～3月	市民バス運行の見直しの検討・実施	・運行見直しの検討・実施 ・運輸局への申請について協議
4月～3月	ニーズの把握	・運行事業者に対する利用状況の聞き取り、利用者等からの要望受付
4月～3月	住民周知	・バスの乗り方教室 （両竹老盛会（竹俣、竹俣新田）） ・市民バス利用促進月間の実施 ・車内掲示、市報等によるバス事業の周知 ・バス停の整備

3. 令和6年度 市民バス運行収支

市民バス運行収支割合

経常収益	経常費用	収支割合
8,643,260円	96,284,551円	8.98%

運行1便当たりの運行収支

運行便数	1便当たりの平均収益	1便当たりの平均経費
15,431	560円	6,240円

南魚沼市地域公共交通協議会 令和6年度 収支決算

1 収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	説明
1負担金	1負担金	1負担金	10,676,250	10,676,250	0	○負担金 南魚沼市負担金 10,676,250
2補助金	1補助金	1補助金	0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金	0	0	0	
4諸収入	1諸収入	1諸収入	0	4,466	4,466	預金利息 4,466
合 計			10,676,250	10,680,716	4,466	

2 支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	説明
1運営費	1会議費	1会議費	192,250	174,600	△ 17,650	○報償費 委員報償 141,200 ○旅費 委員費用弁償 33,400
	2事務費	1事務費	12,000	13,090	1,090	○手数料 口座振替手数料 13,090
2事業費	1事業費	1事業費	10,472,000	10,450,000	△ 22,000	地域公共交通計画策定業務委託
3返還金	1返還金	1返還金	0	43,026	43,026	○戻入金 南魚沼市負担金 43,026
4予備費	1予備費	1予備費	0	0	0	
合 計			10,676,250	10,680,716	4,466	

収入支出差引額 10,680,716円 - 10,680,716円 = 0円

南魚沼市地域公共交通協議会
会長 林 茂 男 様

会 計 監 査 報 告 書

監査の結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査を実施した日 令和7年3月26日
2. 予算の執行状況 決算報告書のとおり
3. 監査の結果

提出された関係帳簿および証拠書類ならびに事務局の説明によって監査した結果、
計数は関係帳簿、証拠書類と符合し、正確であると認める。

監査員 上村 敬喜

監査員 桑原 貴昭

令和7年度事業計画（案）

1. 協議会の開催

年月日	事業	内容
5月（今回）	第1回協議会 （書面協議）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度事業報告及び収支決算について ・令和7年度事業計画及び予算について ・南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について ・南魚沼市地域公共交通計画の変更について ・市民バス中之島・吉里コースの停留所の位置の変更について
6月頃	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民バスの運行系統の変更、停留所の設置、時刻表の変更について ・地域公共交通計画別紙（幹線系統補助関係）について ・地域公共交通計画別紙（フィーダー系統補助関係）について ・市民バス利用促進月間について ・地域公共交通の再編について
9月頃	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の再編について
12月頃	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について
3月頃	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の再編について

2. 計画に基づく事業

時期	事業	内容
4月～3月	市民バス運行の見直しの検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・運行見直しの検討・実施 ・運輸局への申請について協議
4月～3月	ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者に対する利用状況の聞き取り、利用者等からの要望受付
4月～3月	住民周知	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの乗り方教室について（地区老人会など） ・市民バス利用促進月間の実施 ・車内掲示、市報等によるバス事業の周知 ・バス停の整備

令和7年度収支予算

1 収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	182,913	南魚沼市負担金
2補助金	1補助金	1補助金	2,500,000	国補助金(地域公共交通調査等事業)
3繰越金	1繰越金	1繰越金	0	
4諸収入	1諸収入	1諸収入	0	
合 計			2,682,913	

2 支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1運営費	1会議費	1会議費	170,913	委員報酬、委員費用弁償
	2事務費	1事務費	12,000	口座振替手数料
2事業費	1事業費	1事業費	0	
3返還金	1返還金	1返還金	2,500,000	
4予備費	1予備費	1予備費	0	
合 計			2,682,913	

※予算の款項目間流用については会長に一任する。

※昨年度、国補助金(地域公共交通調査等事業)を活用して業務委託により地域公共交通計画を策定した。受託者への支払いは令和7年3月末に済ませたが、国補助金2,500,000円の本協議会への入金は令和7年4月末となった。ことため、補助金が入金されるまでの事業費の一部を一時負担分として補填し、補助金の入金後に補助金額を市の会計に返還した。なお、補助金の入金および市への返還は本協議会としては令和7年度予算で処理するものとする。

南魚沼市地域公共交通協議会規約（改正案）

（目的）

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号以下「再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 この会の名称は、南魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第3条 協議会の事務所は、南魚沼市六日町180番地1 南魚沼市役所内に置く。

（協議事項）

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に関すること。
 - イ 計画の実施に関すること。
- (2) 運送法に関すること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

（委員）

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する都道府県又は市区町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（役員）

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監査員 2名

2 会長は、南魚沼市長をもって充てる。

3 副会長は、副市長（特命）及び学識経験者をもって充てる。

4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合において会長の職務を代理する副会長の順序は、副市長（特命）、学識経験者の順序とする。

3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、南魚沼市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、計画の検討及び実施に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、南魚沼市建設部都市計画課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。
 (規約の変更等)

第16条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日 から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月24日 から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月8日 から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日 から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月 日 から施行する。

委員 (第5条)

- (1) 関係する都道府県又は市町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

	区分	所属団体等
1	(1) 市	南魚沼市長、副市長(特命)及びその指名する職員
2	(1) 関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
3	(1) 公安委員会	南魚沼警察署
4	(2) 公共交通事業者	東日本鉄道株式会社新潟支社越後湯沢駅
5		北越急行株式会社
6		南越後観光バス株式会社
7		南魚沼市タクシー安全協議会
8	(2) 道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所
9		新潟県南魚沼地域振興局地域整備部
10		南魚沼市建設部建設課
11	(3) 地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
12	(4) 学識経験者	大学教授等

13		塩沢地域地区センター代表
14		大和地域地区センター代表
15		六日町地域地区センター代表
16	(5) 市民又は旅客	南魚沼市社会福祉協議会
17		南魚沼市身体障がい者協会
18		南魚沼地域商工会連絡協議会
19		女性代表
20	(5) 運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

議題第 5 号 南魚沼市公共交通協議会規約の改正について

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第 7 条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名</p> <p>(2) 副会長 2 名</p> <p>(3) 監査員 2 名</p> <p>2 会長は、南魚沼市長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、学識経験者及び副市長(特命)をもって充てる。</p> <p>4 監査員は、委員の互選により選任する。</p> <p>第 8 条～第 16 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 2 4 年 4 月 1 日 から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 2 5 年 5 月 2 4 日 から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和元年 5 月 8 日 から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和 6 年 4 月 1 日 から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和 7 年 5 月 日 から施行する。</p>	<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第 7 条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名</p> <p>(2) 副会長 1 名</p> <p>(3) 監査員 2 名</p> <p>2 会長は、南魚沼市長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、学識経験者をもって充てる。</p> <p>4 監査員は、委員の互選により選任する。</p> <p>第 8 条～第 16 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 2 4 年 4 月 1 日 から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 2 5 年 5 月 2 4 日 から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和元年 5 月 8 日 から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和 6 年 4 月 1 日 から施行する。</p>

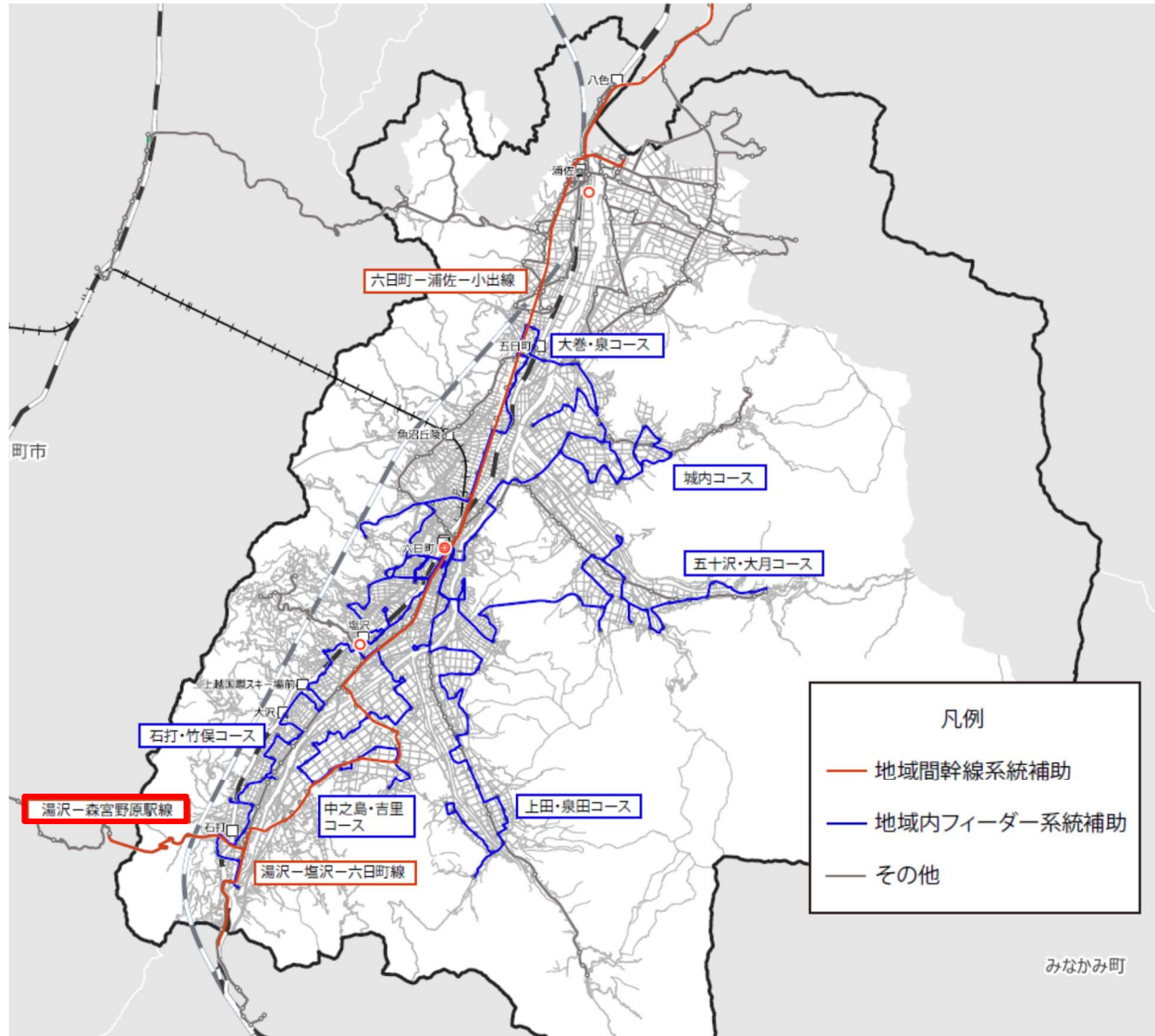
4-1-2 現状の路線バスシステムの必要性・有効性について

既存公共交通の運行にあたっては、運営努力や市の財政負担だけでは路線の維持が難しいため、国の地域公共交通確保維持改善事業や新潟県のバス運行費補助制度等を活用し、生活交通手段を確保・維持する必要があります。今後も、これらの補助制度の活用により、老朽化した車両の更新を行いつつ、地域間幹線系統*や地域内フィーダー系統*の運行維持を図ります。

路線名	起点	主な 経由地	終点	事業 許可区 区分	運 行 形 態	事 業 主 体	地域公共交通確保維持改善事業の必要性 (位置づけ・役割を含む)	活 用 補 助 事 業	
六日町 ー浦佐 ー小出 線	六日町 駅前	新国道 ・小出 駅	魚沼市 役所前	4 条 乗 合	路 線 定 期 運 行	南 越 後 観 光 バ ス(株)	六日町駅から浦佐駅(・魚沼基幹病院)・小出駅を経由して魚沼市役所の間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。起点の六日町駅、経由地の浦佐駅・小出駅では、鉄道や他の路線バス・市民バスと連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。	幹 線 補 助	
	六日町 駅前	新国道 ・魚沼 基幹病 院・小 出駅	魚沼市 役所前				主に六日町駅と越後湯沢駅を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。起終点付近にそれぞれ越後湯沢駅、六日町駅(駅角)を経由し、鉄道や他の路線バス・市民バスと連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。		
湯沢 ー塩沢 ー六日町 線	湯沢車 庫前	大木六	六日町 車庫前				湯沢駅から清津峡・津南を経由して森宮野原駅(津南営業所前)の間を連絡し、通勤通学、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。起終点の湯沢駅、森宮野原駅では、鉄道や他の路線バスと連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。		
湯沢 ー森宮野 原駅 線	湯沢車 庫前	清津峡 ・津南	森宮野 原駅前 (津南 営業所 前)				城内 コース		南魚沼 市役所

路線名	起点	主な 経由地	終点	事業許可区分	運行形態	事業主体	地域公共交通確保維持改善事業の必要性 (位置づけ・役割を含む)	活用補助事業
五十沢・大月コース	清水瀬	中川新田	福祉センターしらゆり	4条乗合	路線定期運行	南越後観光バス(株)	五十沢地域や大月集落から六日町駅、南魚沼市民病院等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っており、また六日町駅では六日町一浦佐一小出線への接続により広域への移動も可能とするなど、六日町一浦佐一小出線を補完する欠かせない路線である。	フイーター補助
大巻・泉コース	泉新田・保育園バス停	庄ノ又	銀嶺タクシー前			銀嶺タクシー(株)	大巻地域や泉集落から六日町駅、南魚沼市民病院等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っており、また六日町駅では六日町一浦佐一小出線への接続により広域への移動も可能とするなど、六日町一浦佐一小出線を補完する欠かせない路線である。	
上田・泉田コース	小松沢十字路	西泉田公民館	福祉センターしらゆり			上田地域や西泉田集落から六日町駅、南魚沼市民病院等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っており、また六日町駅では六日町一浦佐一小出線への接続により広域への移動も可能とするなど、六日町一浦佐一小出線を補完する欠かせない路線である。		
石打・竹俣コース	五十嵐	塩沢庁舎	南魚沼市役所			(株)魚沼中央トランスポート	石打地域や塩沢地域から六日町駅、南魚沼市民病院等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っており、また六日町駅では六日町一浦佐一小出線への接続により広域への移動も可能とするなど、六日町一浦佐一小出線を補完する欠かせない路線である。	
中之島・吉里コース	柄沢	塩沢庁舎	南魚沼市役所			中之島地域や塩沢地域から六日町駅、南魚沼市民病院等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っており、また六日町駅では六日町一浦佐一小出線への接続により広域への移動も可能とするなど、六日町一浦佐一小出線を補完する欠かせない路線である。		

南魚沼市における公共交通補助対象路線



5-2-2 地域公共交通全体に係る目標・評価指標

地域公共交通確保維持改善事業に係る評価指標の目標値を次のとおり設定します。

目標	評価指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	データ 取得方法
地域公共交通の運行に係る市の財政負担及び収支率の改善	利用者1人あたりの市の財政負担	路線バス 388円/年・人 市民バス 1,772円/年・人	路線バス 現況値を下回る 市民バス 現況値を下回る	交通事業者及び市の資料により算出。
	収支率	路線バス 29.5% 市民バス 8.2%	路線バス 現況値を上回る 市民バス 現況値を上回る	交通事業者の資料により算出。
地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の利用者数の維持	地域間幹線系統1日あたり利用者数	252.8人	240.0人	交通事業者の資料により算出。
	地域内フィーダー系統1日あたり利用者数	68.3人	70.0人	

